

面会交流の間接強制

	1	2	3	4	5	
裁判所	最高裁判所第1小法廷	最高裁判所第1小法廷	最高裁判所第1小法廷	さいたま家裁久喜出張所	東京高裁	
判決日	H25.3.28	H25.3.28	H25.3.28	H25.10.25	H26.3.13	
事件番号	平成24年(許)第41号	平成24年(許)第47号	平成24年(許)第48号	平成25年(家口)第501号	平成25年(ラ)第2284号	
根拠	審判	調停調書	審判	審判		
結論	不可	不可	可	不可	可	
調停又は審判	日時又は頻度	一ヶ月に二回、土曜日または日曜日	二ヶ月に一回程度	月一回、毎月第2土曜日	二ヶ月に一回。ただし、毎偶数月の第一日曜日とし、当該第一日曜日に面会が実地されなかったときは、その月の第二日曜日とし、当該第一日曜日と代りに日曜日のいずれにも面会が実地されなかったときは、その月の第三日曜日とする	
	交流時間の長さ	6時間	半日程度(原則として午前11時から午後5時まで)最初は1時間程度から始めることとし、長男の様子を見ながら徐々に時間を延ばす	午前10時から午後4時	債務者が債権者又は債権者が予め指定した者に対し未成年者らを引き渡してから債務者が未成年者らの引渡しを受けるまでの時間を、面会一回につき二時間とする。ただし、債権者の判断により短縮することを妨げない。	
	交流場所	—	—	相手方自宅以外の相手方が定めた場所	—	—
	引渡方法	—	—	抗告人自宅以外の場所とし、当事者間で協議して定めるが、協議に調わないときは、JR甲駅東口改札付近	申立人(債権者)又は申立人(債権者)が予め指定した者に対し引き渡す	
	戻す方法	—	—	受渡場所	—	—
理由付け	「引き渡しの方法については何ら定められてはいない。」	頻度・長さが不特定。「具体的な日時、場所、方法等は、子の福祉に慎重に配慮して、抗告人と相手方間で協議して決める」としている。		具体的な引き渡しの日時、場所等が明示されているものではない	一件記録によれば、予め指定した者とは、dセンターの職員であり、相手方が同職員に未成年者らを引き渡すことが当事者双方の共通の認識になっていたことが認められる。黙示の合意があり、上記のような定められ方をしたと認められる。	
その他	—	—	—	5番判決の原審	4番判決の控訴審	